

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月7日

【会社名】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド
(ABN 12 004 044 937)
(National Australia Bank Limited)
(ABN 12 004 044 937)

【代表者の役職氏名】 財務・戦略担当グループ業務執行役員
クレイグ・ドラモンド
(Craig Drummond, Group Executive, Finance and Strategy)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 ビクトリア州 3008
ドックランズ パークストリート 800 1階
(Level 1, 800 Bourke Street, Docklands, 3008, Victoria, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 中 村 慎 二
弁 護 士 栗 田 聡

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【縦覧に供する場所】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド東京
支店
(東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号室町東三井ビルディング18階)

1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づきオーストラリアにおける当社優先株式の募集を報告するため、本臨時報告書を提出いたします。

(注) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「豪ドル」は、オーストラリアの通貨であるオーストラリア・ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル=92.24円の換算率(2013年12月19日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信物売買相場(仲値)により換算されている)。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄：

NAB 転換優先株式 II (NAB CPS II)

(2)

() 発行数：

17,171,930株

() 発行価格及び資本組入額：

発行価格：1株当たり100豪ドル(9,224円)

資本組入額：なし

() 発行価額の総額及び資本組入額の総額：

発行価額の総額：1,717,193,000豪ドル(158,393,882,320円)

資本組入額の総額：なし

() 株式の内容：

条件： NAB CPS IIは確定満期日のない永久株式である。NAB CPS IIの保有者は、NAB CPS IIについて、普通株式への転換、償還又は転売を当社に要求する権利を有しない。ただし、当社は、一定の条件(「強制転換条件」)が充足されることを条件として、2022年12月19日(「強制転換日」)にNAB CPS IIを普通株式に転換しなければならない(「本転換」)。強制転換日において充足されない強制転換条件がある場合は、NAB CPS IIは引き続き発行済の状態にあり、本転換は、強制転換条件がすべて充足される配当金支払日(以下に定義される。)が到来するまで繰り延べられる。さらに、当社は、オーストラリア健全性規制庁(「APRA」)から事前に書面で承認を得た上、2020年12月17日又は一定の事由が発生した場合はこれより早い日に、NAB CPS IIのすべて又は一部を普通株式へ転換することを選択できる。本転換の際、NAB CPS IIの保有者は、NAB CPS II 1株当たり101豪ドル相当の当社の普通株式を受領する。当社はまた、APRAから事前に書面で承認を得た上、2020年12月17日又は一定の事由が発生した場合はこれより早い日に、現金で発行価格(100豪ドル)にてNAB CPS IIのすべて又は一部を償還又は転売することを選択できる。

当社は、損失吸収事象が起こった場合、NAB CPS IIを直ちに普通株式へ転換しなければならない。当社は重大な財務困難に直面した場合（概して、当社の普通株式Tier 1 資本比率が5.125%以下になる場合、又はAPRAが、当該転換若しくは公的機関による資本投入を行わない限り、当社が存続不可能であると判断した場合）、損失吸収事象が起こる可能性がある。その時点における普通株式の市場価格によっては、これらの状況下における転換により、NAB CPS IIの保有者は、保有する各NAB CPS IIの発行価格に満たない又は著しく低い価値の普通株式を受ける可能性がある。

配当： NAB CPS IIの配当金は、変動利率に基づく非累積的配当であり、100%税額控除となる予定である。
配当金は四半期ごとに現金で後払いされる予定であるが、当社取締役の裁量によりかつ配当金支払日において一定の条件が充足された場合のみ支払可能となる。これは、配当金が支払われない可能性があることを意味している。

配当支払日： 3月17日、6月17日、9月17日及び12月17日

配当率： 各四半期配当の配当率は、以下の計算式によって計算される。
配当率 = (銀行手形利率 + 3.25) × (1 - 適用税率)
「銀行手形利率」とは、オーストラリアの金融市場の指標金利をいう。銀行手形利率は、オーストラリアの主要金融機関相互間の短期現金貸付金利の90日間の平均に基づいている。同利率は、現物及び通貨市場における需要と供給を反映して変動する。各配当期間の銀行手形利率は、該当配当期間の最初の営業日に決定される。
「適用税率」とは、該当配当金支払日において当社の税額控除適用勘定に適用されるオーストラリアの法人税率である。

配当の順位： 配当金の支払に関して、NAB CPS IIは、普通株式より上位に位置づけられ、NAB CPS II間では対等でいかなる優劣はなく、当社がその時々発行するその他の証券で配当金、分配金又は類似の支払についてNAB CPS IIと同順位であるものと対等である。

残余財産分配の順位： 当社の清算の際には、NAB CPS IIは、普通株式より上位に位置づけられ、NAB CPS II間では対等でいかなる優劣はなく、同順位商品と同順位となり、当社の債権者（預金者を含む。清算の際にNAB CPS IIと同順位であるとみなされた債権者を除く。）より下位に位置づけられる。

同順位商品とは、以下をいう。

- (a) NIS優先株式
- (b) 2003年信託優先株式（発行された場合）
- (c) 2005年信託優先株式（発行された場合）
- (d) 2006年豪ドル建NCI優先株式（発行された場合）
- (e) 2006年ユーロ建NCI優先株式（発行された場合）
- (f) NAB CPS
- (g) 当社が発行済か又は発行する可能性のあるその他の優先株式であって、定款において、当社の清算の際の残余財産分配の順位に関して上記(a)から(f)に記載の優先株式について定められている識別番号と同じ識別番号を有すると定められているもの、及び
- (h) 清算の際上記優先株式と同順位に位置づけられる証券その他の商品。

議決権： 一定の限られた場合（当社の清算の提案又はNAB CPS IIに付随する権利に影響を及ぼす提案を含む。）を除き、普通株式の株主総会における議決権を有しない。

(3) 発行方法：

オーストラリアにおいて個人投資家及び機関投資家双方に広く販売される転換優先株式の公募。
NAB CPS IIはNABPBのコードでオーストラリア証券取引所に上場される。

(4) 引受人の氏名又は名称：

該当なし

(5) 募集を行う地域：

オーストラリア

(6) 新規発行による手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

() 手取金の総額：

1.72十億豪ドル(158.65十億円)

() 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

NAB CPS IIの手取金は会社の一般事業のために使用される。NAB CPS IIは、NABの自己資本比率の要件の目的上、Tier 1 追加資本として適格と認められる。

(7) 新規発行年月日：

2013年12月17日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：

オーストラリア証券取引所

その他：

(1) 資本金の額

2013年9月30日現在の当社の資本の額は28,139百万豪ドル(2,595,541百万円)である。

(2) 発行済株式総数(2013年9月30日現在)

種類	発行数 (千株単位で四捨五入)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
普通株式	2,348,903	オーストラリア証券取引所 ニューヨーク証券取引所
一部払込済(0.25豪ドル)株式	89	
自己株式	(53,910)	オーストラリア証券取引所
ナショナル・インカム・セキュリティーズ	20,000	オーストラリア証券取引所
信託優先証券	400	ルクセンブルグ証券取引所
信託優先証券II	800	チャンネル諸島証券取引所
ナショナル・キャピタル・インストルメンツ	8	ルクセンブルグ証券取引所
BNZインカム・セキュリティーズ2	260,000	ニュージーランド証券取引所の ニュージーランド債券市場
合計	2,576,290	

以上